

【資料No.15】 精神科医又は精神科医が所属する医療機関との契約書の写

〔ポイント1〕 精神科医が関与する6つの業務（登録基準Ⅱ1（4）ア）を、契約書の中ですべて取り決めてください。

〔ポイント2〕 個人情報保護に関する誓約書は精神科医からも提出を義務付けていますが、契約書の中で取り結んで頂いても結構です。

精神科医又は精神科医が所属する医療機関との契約書の写（例）

（業務内容）

第〇〇条

甲は乙に以下の業務を委託する。

- （1）相談機関の業務のあり方及び業務内容に対して、医学的な観点から助言を行うこと。
- （2）面接によるメンタルヘルスに関する相談を希望するすべての労働者に対して、相談対応者による面接に先立ち面接を行い、その結果を相談機関に報告すること。
- （3）電話、メール等によるメンタルヘルスに関する相談等を行ったすべての労働者について、その内容について相談対応者から報告を受け、その内容について医学的な観点から審査すること。
- （4）相談対応者が面接によるメンタルヘルスに関する相談を行った労働者について、相談対応者から、医学的な観点の相談を受けること。
- （5）面接によるメンタルヘルスに関する相談の結果、医療上の措置を必要とすると判断される労働者に対して、速やかに適切な対応を図ること。
- （6）相談対応者に対して、随時、教育・指導等を行うこと。
- （7）上記（1）～（6）の記録（精神科医の氏名及び確認印を含む）を作成すること。

（機密保持義務）

第〇〇条

乙は本契約の業務遂行に関して知りえた個人情報および業務上の機密情報を第三者に漏えいしないものとする。また、本契約終了後においても第三者に漏えいしないものとする。

甲 相談機関

乙 精神科医又は医療機関